

## 栄養士免許申請について

申請の種類に応じて下記の書類をご用意いただき、住所地を管轄する保健所にご持参ください。

岡山県以外の都道府県で交付を受けた栄養士免許証に係る手続きについては、該当の都道府県にお問い合わせください。

申請種類	申請時に必要な書類等
新規申請	1 栄養士免許申請書
	2 次のいずれかの書類（いずれも6ヶ月以内に発行されたもの） ・戸籍抄（謄）本 ・住民票（本籍地記載のもの）（「個人番号」の記載のないもの） ※住民票が発行されない外国籍の方（出入国管理及び難民認定法第19条の三各号に掲げる者）については、旅券、その他の身分を証明する書類の写しになります。
	3 栄養士養成施設卒業証明書
	4 栄養士課程単位履修証明書
	5 手数料（収納専用窓口にて納付） 5,700円
名簿訂正・ 交付申請 免許証書換え	1 栄養士名簿訂正・栄養士免許証書換え交付申請書
	2 戸籍抄（謄）本（6ヶ月以内に発行されたもので、変更内容が確認できるもの） ※従前戸籍が免許証に記載されている本籍地・氏名と異なる場合は、変更の経緯が全て繋がる書類（除籍謄本等）を併せて提出してください。 ※日本国籍を有しない方の場合は、住民票等が必要です。
	3 栄養士免許証（原本）
	4 遅延理由書（変更が生じた日の翌日から起算して30日を過ぎている場合）
	5 手数料（収納専用窓口にて納付）3,300円 ※県外在住の方は後日送付する納入通知書にて納付してください。
再 交付 申請	1 栄養士免許証再交付申請書
	2 栄養士免許証（き損の場合）
	3 手数料（収納専用窓口にて納付）3,700円 ※県外在住の方は後日送付する納入通知書にて納付してください。
	4 窓口にて本人確認を行いますので下記のいずれかの書類をご持参ください。 ・戸籍抄（謄）本 ・住民票（本籍地記載のもの）（「個人番号」の記載のないもの） ※住民票が発行されない外国籍の方（出入国管理及び難民認定法第19条の三各号に掲げる者）については、旅券、その他の身分を証明する書類の写しになります。 ・身分証（例：運転免許証、マイナンバーカード等） ※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであること。 ※県外在住の方は戸籍抄（謄）本（コピー不可）、住民票（コピー不可）、身分証のコピー（裏面に住所の記載がある場合には両面のコピーをすること。マイナンバーカードのコピーを添付する場合は、マイナンバー記載面ではない方のコピーを添付すること。）のいずれかを同封してください。

◎各申請用紙等は、保健所の窓口を用意してありますが、当ホームページからもダウンロードできます。

◎岡山県知事名で発行された栄養士免許証を持ち、県外転出等により保健所又は健康推進課にお越しになれない方が名簿訂正・書換え又は再交付申請をする場合は、郵送による手続きとなります。県外在住の方は免許郵送用に、**640円分の切手**をご用意の上、申請書に同封してください。（簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。）

◎県外在住の方は、納入通知書での手数料支払いの際には、中国銀行、トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店をご利用ください。

居住地の近くにこれらの金融機関がない場合は、あらかじめ岡山県庁健康推進課（電話 086-226-7328）にお問い合わせください。

◎収納専用窓口については、会計課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html>)をご覧ください。